

入札実施要綱（バイオマス発電）

２０１８年度版

２０１８年５月

一般社団法人低炭素投資促進機構

内容

第1章	はじめに.....	2
第2章	用語の定義.....	3
第3章	注意事項.....	4
第4章	募集内容（バイオマス発電設備）.....	7
第5章	入札の流れ・募集スケジュール.....	9
第6章	事業計画の提出.....	13
第7章	入札の実施.....	20
第8章	落札案件の認定.....	23
第9章	保証金の返還及び没収.....	25
第10章	落札者決定の取消し.....	31

添付資料

【別添1】	入札参加の辞退通知書.....	33
【別添2】	様式第1（認定申請書：太陽光10kW未満以外）.....	34
【別添3】	関係法令手続状況報告書（入札対象区分等用）.....	42
【別紙1】	自治体に対する事業計画の相談及び説明の結果.....	47
【別添4】	様式第3（変更認定申請：10kW未満太陽光以外）.....	49
【別添5】	事業計画提出書（入札用表紙）.....	56
【別添6】	入札参加の審査結果通知書についての質問書.....	57
【別添7】	入札参加資格の取消し通知書についての質問書.....	58
【別添8】	供給開始報告.....	59
【別添9】	第1次保証金没収の通知に関する質問書.....	60
【別添10】	第2次保証金没収の通知に関する質問書.....	61
【別添11】	落札者決定の取消し（通知）についての質問書.....	62
【別添12】	第2次保証金の繰越し・充当申請書.....	63
【別添13】	不可抗力事由による第2次保証金没収の免除申請書.....	64
【別表1】	経済産業局連絡先.....	65

第1章 はじめに

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）に基づき、2012年7月から、太陽光、風力、バイオマス等のエネルギー源を変換して得られる再生可能エネルギー電気の利用拡大を進めるため、電気事業者に再生可能エネルギー電気を一定の期間、一定の価格で買い取ることを義務付ける、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT」という。）が導入されました。

本制度の導入により、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入が急速に進む一方で、国民負担の増大への懸念が高まっています。

そのような状況を踏まえ、再生可能エネルギー電気の最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るために、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）が2017年4月1日に施行されました。

改正法では、経済産業大臣は、調達価格について入札を行うことが国民負担軽減を図る上で有効と認めるときには、入札対象の電源区分等を指定することができ、その際には入札実施指針（入札量や上限価格などの入札制度の詳細を定めるもの）を経済産業大臣が策定することとされています。また、入札に関する業務は経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定入札機関」という。）が実施することとされており、調達価格等算定委員会の論議を経て、今後、入札対象案件が増大していく可能性があること等に鑑み、改正法施行当初から指定入札機関が入札実施主体となることとなりました。また、入札参加者が行うべき手続の詳細については、入札実施指針及び入札実施指針に基づき指定入札機関が策定する入札実施要綱により定めることとされています。

当機構は、2017年3月28日付けで経済産業大臣により指定入札機関として指定されました。これを受け、FITにおけるバイオマス発電設備の入札の実施に関して必要な手続の詳細を本要綱にて説明します。

入札に参加を希望する方は、本要綱を熟読の上、入札に必要な手続を行うようにしてください。

一般社団法人 低炭素投資促進機構

第2章 用語の定義

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによります。

用語	定義
入札参加希望者	入札に参加しようとする者をいいます。
入札参加者	法第7条第1項の規定に基づき入札に参加することができる旨の通知を受けた者であって、入札に参加する者をいいます。
入札参加資格	法第5条第2項第3号に規定する入札の参加者の資格をいいます。
入札参加資格の審査	法第7条第1項の通知に当たって、法第6条の規定に基づき提出された再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針(※)に照らし適切なものであるか否かを審査することをいいます。
入札対象区分等	法第4条第1項の規定により経済産業大臣が指定した区分等をいい、2018年度は、①太陽光発電設備であって、その出力が2,000kW 以上のもの、②木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの(以下「一般木材等バイオマス」という。)を電気に変換する設備であって、その出力が10,000kW 以上のもの及び③農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるもの(以下「バイオマス液体燃料」という。)を電気に変換する設備が指定を受けています。 <u>(注)2018年度入札対象区分における農産物の収穫に伴って生じるバイオマスについては、パーム油、PKS 及びパームトランク以外は認められません。</u>
認定	法第9条第3項の規定による認定又は法第10条第1項の規定による変更認定をいいます。
入札システム	入札を実施するための電子システムをいいます。

※入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(平成29年経済産業省告示第63号)

第3章 注意事項

1 一般注意事項

- (1) 当機構は、本要綱に定める条件等に基づき、出力10,000kW以上の一般木材等によるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備について、認定を受けることができる発電設備を入札により募集します。認定を受けるに当たり入札に参加し落札することが必要なものは、具体的には以下のとおりです。

認定の区分	入札の対象となるケース
新規認定	一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備(出力10,000kW以上のものに限る。)又はバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備について、新規認定を受けて事業を実施したい場合
	一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備(出力10,000kW以上のものに限る。)又はバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備のうちRPS設備について、FITに移行したい(新規認定を受けたい)場合
変更認定	既に認定を受けている一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備について、出力を増加しようとする場合であって、当該増加後の出力が10,000kW以上になる場合(接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、運転開始前に出力を増加しなければならない場合を除く。)
	既に認定を受けているバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備について、出力を増加しようとする場合(接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、運転開始前に出力を増加しなければならない場合を除く。)
	既に認定を受けている出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備について、運転開始前に出力を20%以上減少しようとする場合であって、当該減少後の出力が引き続き10,000kW以上である場合(接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。)
	既に認定を受けているバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備について、運転開始前に出力を20%以上減少しようとする場合(接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。)
	既に認定を受けているバイオマス発電設備(一般木材等バイオマス燃料として利用していないものに限る。)について、利用するバイオマス

	燃料として一般木材等バイオマスを追加しようとする場合であって、当該バイオマス発電設備の出力が10,000kW以上である場合
	既に認定を受けているバイオマス発電設備(バイオマス液体燃料を燃料として利用していないものに限る。)について、利用するバイオマス燃料としてバイオマス液体燃料を追加しようとする場合。
	既に認定を受けている一般木材等バイオマス発電設備(出力10,000kW以上のものに限る。)又はバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備について、接続契約に係る主要な事項を変更しようとする場合

- (2) 入札は、再生可能エネルギー発電事業計画(以下単に「事業計画」という。)をあらかじめ当機構及び発電設備の設置場所を管轄する経済産業局に提出し、参加資格を有すると認められた場合のみ参加可能となりますので、事業計画には不備や遺漏がないよう十分注意してください。入札参加希望者は、事業計画を「第5章 入札スケジュール」に記載した提出期限日までに提出してください。
- (3) 当機構は、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格について入札を行います。入札参加者は「第7章 2入札の実施方法」に従って、入札システムに必要な事項を入力することで入札してください。入力内容に不備や遺漏がないよう十分注意してください。
- (4) 当機構からの御連絡や通知等は、原則として、当機構のホームページ又はEメールを用いて行います。
- (5) 当機構に提出する書類は全て日本語で作成してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなりますので、原文が外国語である資料については、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。
- (6) 当機構宛に提出された事業計画及び入札価格等は、原則として、提出後にその内容を変更することはできません。ページの差し替え、資料の追加等も認められません。
- (7) 当機構宛に提出された書類(写しを含む。)は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。ただし、事業計画の提出期限までに当機構に到達しなかった場合は、当機構は事業計画を受理しないこととし、当該事業計画は返却することとします。返却時の郵送費用は入札参加希望者の負担とします。各経済産業局又は当機構いずれか一方への到達が締切前であっても、他方への到達が締切後となった場合や未提出の場合は、その事業計画は受理しないこととし、同様の対応とします。
- ※「到達」とは、消印ではなく、当機構の営業時間内(土日・祝日・12/29～1/3を除く9:00～17:00)に当機構に到達していることをいいます。提出期限超過の理由による例外は一切ありませんので、御承知おきください。
- (8) 同一の回の入札において、入札対象区分等に該当する複数の発電設備について入札しようとする場合には、発電設備ごとに手続を行うことになります。したがって、事業

計画の提出や手数料・保証金の納付、入札等は発電設備ごとに必要となりますので御注意ください。

- (9) 入札参加希望者又は入札参加者が、事業計画提出後又は札入れ後に辞退を希望する場合は、速やかに当機構まで申し出てください。提出の方法は、【別添 1】に必要項目を記入し、PDF化した上で当機構まで E メール (nyusatsu@teitanso.or.jp) にて申し出てください。一度辞退を申し出た案件は、同一の入札の回において選考対象として復帰することはできませんので、あらかじめ御了承ください。また、辞退を申し出る前に保証金を提供していた場合、原則、保証金が没収されることとなりますので御注意ください。
- (10) 本入札に係る諸費用、必要書類の作成・提出に要する費用等、入札参加希望者及び入札参加者側で発生する諸費用につきましては、全て自己負担となります。

2 守秘義務

入札参加者及び当機構は、入札を通じて知り得た入札案件に係る機密を第三者に漏らしはならず、また、自己の役員又は職員が入札参加者の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、経済産業省の要請に対して開示する場合、本要綱に定める落札者情報等を開示する場合、法に基づいて経済産業大臣に申請又は届け出る場合、及びその他法令で定める場合は、この限りではありません。

3 罰則

偽計又は威力を用いて、入札の公正を害すべき行為をした場合は、法に基づき、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金、又はこの両方が科せられます。また、入札につき、公正な価額を害し、又は不正な利益を得る目的で談合した場合も同様です。入札参加者は十分注意してください。

4 問合せ先

本要綱の内容に関し御質問がある場合は、当機構の『お問合せ専用 e-mail アドレス (nyusatsu@teitanso.or.jp)』より受け付けます。なお、入札結果公表前の個別の入札の進捗状況等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、御了承ください。

第4章 募集内容（バイオマス発電設備）

2018年度の入札における募集内容は以下のとおりです。

項目	内容
(1) 発電設備の区分	- 出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備 - バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備
(2) 募集容量(入札量) ※1	- 出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備:180MW - バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備:20MW
(3) 入札参加資格	「第6章 事業計画の提出」2 (P.18)を参照してください。
(4) 供給価格上限額	入札できる上限価格は、非公表とし、開札後に公表します(※2)。 (上限価格は、各回の入札募集開始までに決定します。)
(5) 調達価格	落札した場合の調達価格の額は、落札者が入札した額(円/kWh)に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とします。
(6) 調達期間	20年間とします。 ただし、認定を受けた日から起算して4年を経過した日(運転開始期限日)までに運転開始をしなかった場合、運転開始期限日を超過した期間分だけ調達期間が短縮されます。
(7) 調達量の上限	以下の算式(※3)で算定する認定時のバイオマス比率考慮後出力に相当する量の再生可能エネルギー電気を、FIT 制度による調達の上限とします。

※1 入札対象区分等に該当するバイオマス燃料とそれ以外の燃料を混焼する場合は、当該設備の出力に入札対象区分等に該当するバイオマス燃料の投入比率(熱量ベース。以下「バイオマス比率」という。)を乗じたものを、入札に付する量とします。

※2 ただし、補助金(*1)の交付を受けて設置されたバイオマス発電設備については、(4)で定める上限価格から次の算式(*2)により算定した額(小数点第2位まで、小数点第3位以下切り捨て)を減じた額を上限価格とします。

(*1)地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金及び新エネルギー事業者支援対策費補助金に限る。

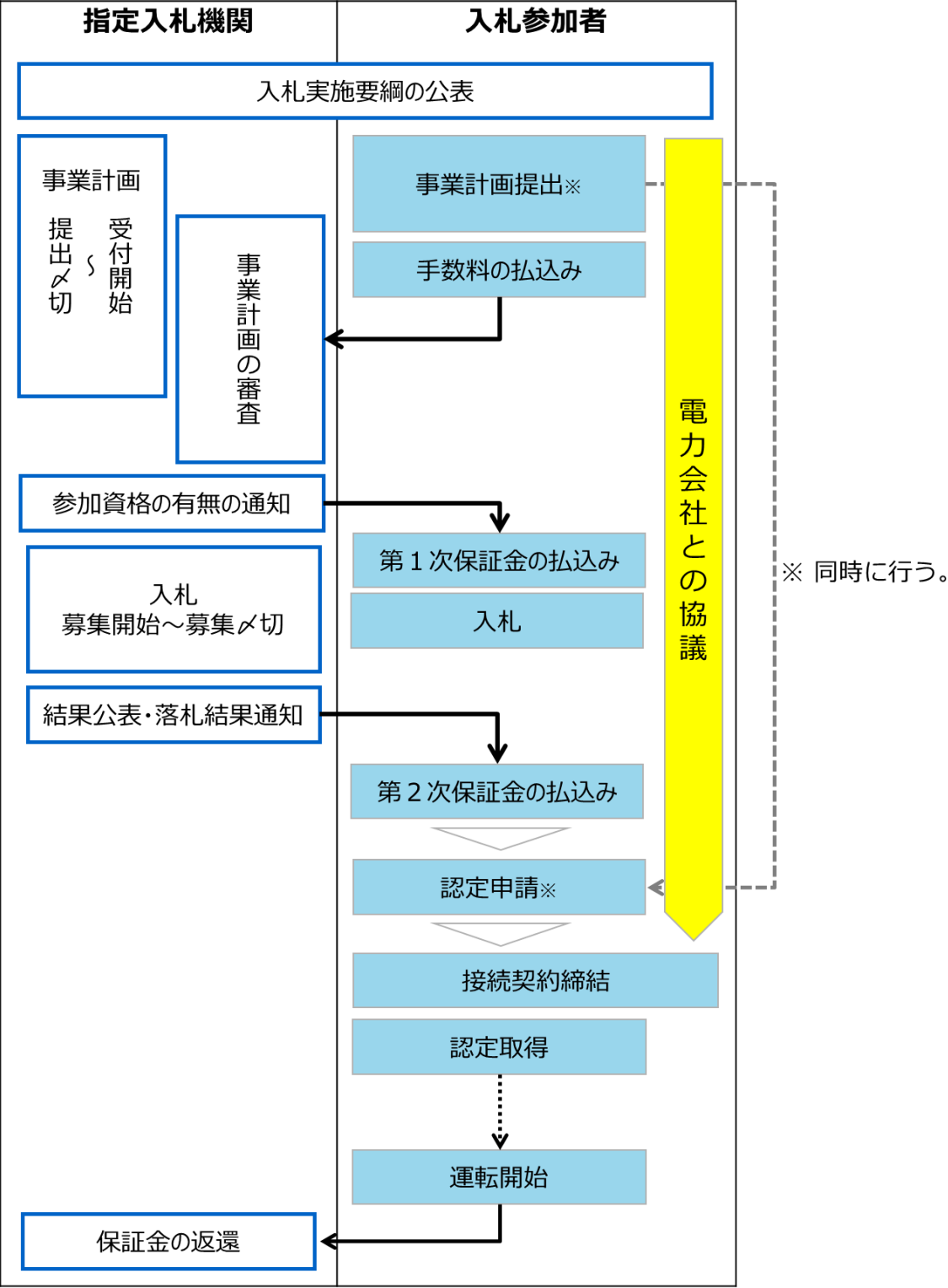
(*2) (補助金の交付額) ÷ ((当該設備の供給に係る再生可能エネルギー電気の1年当たりの
発電見込量) × (当該設備に係る調達期間))

※3 (当該設備が発電し供給する電力量) × (認定時のバイオマス比率考慮後出力) ÷ (当該
発電設備の出力)

第5章 入札の流れ・募集スケジュール

1 入札の流れ

入札は、以下の流れに従って実施されます。



(1) 事業計画提出・手数料の払込み

入札に参加するためには、あらかじめ事業計画を当機構宛てに提出いただき、事業計画が入札参加資格に関する基準に適合するか否かの審査を受ける必要があります。この審査において、適合すると認められた場合のみ入札に参加することができます。適合しないと判断された場合には、今回の入札に参加することはできません。また、**入札対象案件の手続の迅速化を図るため、認定申請も同時に行ってください。認定申請に当たっては、当機構宛てに提出した事業計画と同一のものを、発電設備の設置場所を管轄する経済産業局宛てに提出してください。**

事業計画を当機構宛てに提出した場合は、事業計画の提出日（当機構への到達日）の翌日から1週間以内に、当機構宛てに入札参加のための手数料を振り込む必要があります。入札参加資格の有無は、審査の結果に関わらず、事業計画の提出者全員に通知されます。

- ◇ 事業計画の提出方法については、「第6章 事業計画の提出」1（P.13）を参照すること。
- ◇ 入札参加資格に関する基準については、「第6章 事業計画の提出」2（P.18）を参照すること。
- ◇ 手数料については、「第6章 事業計画の提出」3（P.18）を参照すること。
- ◇ 入札参加資格の有無の通知については、「第6章 事業計画の提出」4（P.19）を参照すること。

(2) 第1次保証金の払込み・入札

入札参加資格が認められた場合、入札に向けた準備を開始します。

まず、第1次保証金を当機構宛てに納付する必要があります。第1次保証金は、実際に入札を行う日の前日までに納付してください。前日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日までに納付する必要があります。

納付が完了した後、入札募集の期間中に入札システムから入札を実施してください。入札の前日までに第1次保証金の納付が確認できない場合は、入札することができません。

- ◇ 第1次保証金については、「第7章 入札の実施」1（P.20）を参照すること。
- ◇ 入札の実施については、「第7章 入札の実施」2～4（P.20）を参照すること。

(3) 第2次保証金の払込み

入札募集期間終了後、当機構において落札者の決定を行い、その結果を当機構のHPにて公表します。併せて、落札者に対して落札した旨の通知を行います。落札できなかった場合には通知は行いません。

落札者は、2019年1月8日（火）までに、第2次保証金を当機構宛てに納付する

必要があります。

- ◇ 落札者決定の通知については、「第7章 入札の実施」6 (P.21) を参照すること。
- ◇ 第2次保証金については、「第7章 入札の実施」7 (P.22) を参照すること。

(4) 認定申請・取得

(1) の時点において認定申請を行いますので、落札後、改めて認定申請を行う必要はありません。

他方、落札者は、2019年3月29日(金)までに認定を取得する必要があります(認定取得期限)。認定は、(1)において各経済産業局宛てに提出されている事業計画に対して付与されます。入札と並行して接続契約のための電力会社との協議を行っている場合には、期限までに間に合うように接続契約を締結した上で認定を取得してください。

- ◇ 落札案件の認定については、「第8章 落札案件の認定」1・2 (P.23) を参照すること。

(5) 認定取得～運転開始

運転開始に向けた準備をします。認定取得後は、事業計画の変更も可能になります。ただし、変更できる内容が一部制限されますので、御注意ください。

なお、認定を取得した日から4年以内に運転開始できない場合には、4年を超過した期間分だけ月単位で調達期間が短縮されることとなります。

運転開始後、バイオマス燃料設備の故障によりバイオマス燃料の投入量を減らさざるを得ず、一時的にバイオマス比率考慮後出力が20%以上減少してしまう場合については、落札者決定の取消しは免除されます。ただし、2年間連続してバイオマス比率考慮後出力が20%以上減少する場合は、落札者決定は取り消されます。

- ◇ 落札案件の運転開始期限については、「第8章 落札案件の認定」4 (P.24) を参照すること。
- ◇ 保証金の没収については、「第9章 保証金の返還及び没収」2 (P.26) を参照すること。
- ◇ 落札者決定の取消しについては、「第10章 落札者決定の取消し」1 (P.31) を参照すること。

2 2018年度の募集スケジュール（バイオマス発電）

2018年度におけるスケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事情によりスケジュールが変更となる場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、スケジュール変更があった場合には、当機構のHPにてお知らせいたします。

	2018年度
	バイオマス第1回
4月	入札実施要綱の公表 入札説明会
5月	
6月	
7月	事業計画の受付(7/6～7/20締切) 手数料の納付受付(7/6～7/27締切)
8月	
9月	事業計画の審査(～11/9)
10月	
11月	入札参加資格の有無の通知(～11/14) 第1次保証金の納付受付(11/15～12/6締切) 入札募集(11/22～12/7締切)
12月	入札結果の公表(12/18) 落札者への通知(12/18～12/21) 第2次保証金の納付受付(12/18～1/8締切)
2019年1月	
2019年2月	
2019年3月	落札案件の認定申請補正期限(3/1) 落札案件の認定取得期限(3/29)

※事業計画の提出の時点で接続契約を締結していない場合には、認定申請補正期限（2019年3月1日（金））までに電力会社と接続契約を締結し、系統に関する事項など接続契約関連の事項について修正した事業計画と「接続の同意を証する書類」を各経済産業局に追加提出してください。

第6章 事業計画の提出

1 事業計画の提出方法

入札参加資格の審査のために当機構宛てに事業計画を提出します。また、落札した場合の手続を迅速化するため、入札に先立って認定申請を発電設備の設置場所を管轄する経済産業局宛てに行います。この2つの手続を同時に行う必要がありますので、入札参加希望者におかれましては十分御注意ください。

(1) 提出書類

一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備（出力10,000kW以上のものに限る。）及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備について、新規認定を受けようとする場合と変更認定を受けようとする場合で、提出すべき書類の種類が異なります。どちらに該当するかを確認の上、正しい書類を提出してください。また、バイオマス発電設備の添付書類は、設備内容、使用燃料、使用方法等により異なりますが、一般的には以下のような書類となります。詳しくは、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）及び事業計画認定申請書の記載要領（様式1）を御確認いただき、発電設備の設置所在地を管轄する経済産業局へお問い合わせください。なお、当機構宛てに提出された書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

<新規認定を受けようとする場合>

○連絡票

○再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（様式第1）【別添2】

○添付書類

- ・ 個人の場合は戸籍謄本（又は住民票）、法人の場合は法人登記簿謄本
- ・ 印鑑証明書
- ・ 土地の取得を証する書類
設備所在地の登記簿謄本、他者所有地の場合は賃貸借契約書等（土地所有者の同意書でも可）
- ・ 発電設備の内容を証する書類（主要な発電設備の仕様書、図面）
- ・ 構造図／配線図
- ・ 接続の同意を証する書類（※事業計画提出時は添付なしでも可）
- ・ 運転開始年月日等の証明書類（RPS設備のみ）
- ・ 事業実施体制図
- ・ 関係法令手続状況報告書（入札対象区分等用）【別添3】
- ・ 自治体に対する事業計画の相談及び説明の結果（入札対象区分等のみ）【別紙1】

※一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備について入札に参加しようとする場合は、発電設備設置予定地の自治体に対して、あらかじめ事業計画の相談や説明を行い、その結果につ

いて記載してください。記載に当たっては、次ページの注意点に留意してください。バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備の場合は、提出不要です。

- ・再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書
- ・燃料安定調達書類（契約書、協定書、覚書等）
※輸入バイオマス燃料においては、国内の燃料調達事業者だけに留まらず、現地（原産国）燃料調達事業者等との（直接又は商社等を通じた間接の）燃料安定調達書類の提出も必要となります。
- ・木質バイオマス証明書類（木質バイオマスのみ）
- ・持続可能性・合法性が証明された燃料を用いることを証明する書類（輸入木質バイオマス及びバイオマス液体燃料のみ）
- ・輸入バイオマス燃料のトレーサビリティを証明する書類（輸入される炭化燃料及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマス燃料のみ）
- ・補助金の確定通知書（写）（※P.7に記載した補助金を受給した設備に限る）
- ・環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類（該当する場合のみ）
- ・使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書
- ・燃料使用量記録表又は運転月報等
- ・バイオマス比率計算方法説明書
- ・誓約書（他事業者のバイオマスの調達に著しく影響を及ぼすことなく調達することを約する書面）

◎関係法令手続状況報告書の記載における注意点

1. 概要

出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は比較的大規模なものであることから、地域住民やその周辺環境に対する配慮は不可欠です。そのため、入札参加資格に関する基準として、認定基準に加えて、発電設備設置予定地の自治体へ事業計画の説明を行い、関係法令及び条例に基づく必要な手続について確認・相談を行うことが求められます。これに対して助言や指導があった場合には、適切に対応することも必要になります。

2. 自治体（都道府県及び市区町村）への確認・相談方法

- ◇ 最小単位の行政（市区町村）への確認・相談は面談形式のみ可とし、それ以外の手段（電話等）による確認・相談は不可とします。
- ◇ 上記以外の自治体への確認・相談も面談形式で行うことが望ましいが、それ以外の手段（電話等）による確認・相談も可とします。

3. 自治体への確認・相談結果及び指導・助言に対する対応状況

- ◇ 上述のプロセスによる、確認・相談結果や指導・助言に対する対応状況は関係法令
手続状況報告書の別紙「自治体に対する事業計画の相談及び説明の結果（入札対
象区分等のみ）」へ記載してください。
- ◇ 記載に当たっては、記入例を参考にしながら、別紙の項目について漏れなく記入し
てください。
- ◇ なお、当該報告書の「2. 設備の設置場所に係る関係法令への該当状況」は、関係
法令に係る届出等の手続を行っているか確認するために記載いただくもの（全電
源共通の必須記載事項）であり、別紙は、自治体への事業計画の説明の結果受けた
指導・助言及びそれに対する対応結果を記載いただくもの（入札対象区分等の電源
（バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備を除く。）のみの必須記載事項）
です。したがって、当該報告書は、別紙も含めて漏れなく記載してください。

<変更認定を受けようとする場合>

○連絡票

- 再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書（10kW 未満の太陽光発電を除く）
（様式第3）【別添4】

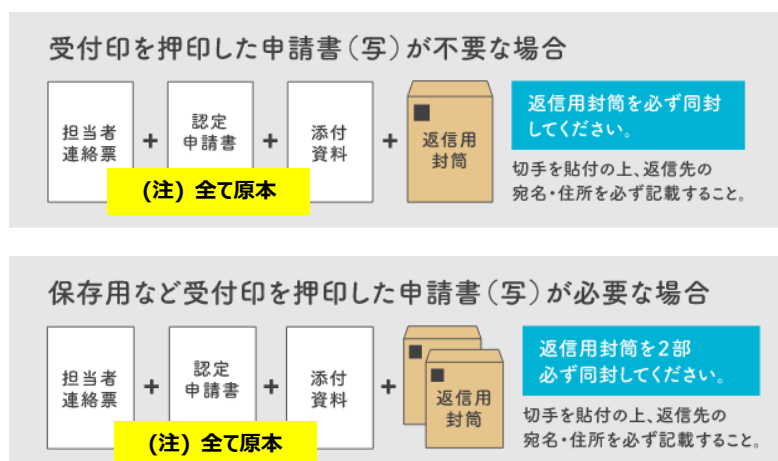
○添付書類

- ・変更内容説明書
- ・印鑑証明書
- ・変更後の接続の同意を証する書類（※事業計画提出時は添付なしでも可）
- ・補助金の確定通知書（写）（※P.7 に記載した補助金を受給した設備に限る）
- ・その他変更内容によって必要な書類

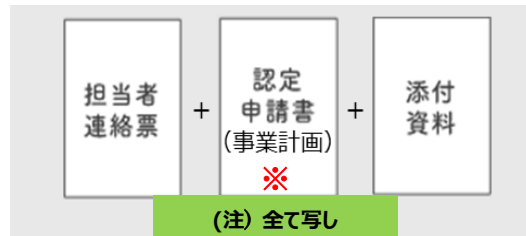
※主に新規認定申請に準じた書類の提出が必要となります。

(2) 事業計画の作成・提出方法

- ① 当機構の HP から【別添 2】様式第 1（認定申請書：太陽光 10kW 未満以外）をダウンロードし、認定申請書（事業計画）を作成し、押印してください。
- ② 「連絡票＋押印した申請書＋添付書類」をそれぞれ 1 部ずつ、コピーを取ってください。
- ③ 各経済産業局への送付物を以下のとおり準備し、各経済産業局へ郵送してください。各経済産業局の宛先は【別表 1】を参照してください。



- ④ ③と同時に、当機構宛の送付物を以下のとおり準備し、当機構へ郵送してください。



※当機構宛てに認定申請書（事業計画）を送付する場合は、【別添 5】を用いて表紙を作成の上、経済産業局へ提出する認定申請書の 1 ページ目を差し替えて送付してください。

【送付先】

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町四丁目 1 1-5 住友不動産日本橋本町ビル 6 階
一般社団法人低炭素投資促進機構 入札管理業務部 「入札参加」係

- ⑤ 書類提出後の内容修正等は原則認められませんが、各経済産業局から申請書等について補正指示があった場合のみ、修正が認められます。各経済産業局から補正指示があった場合は、事業計画を修正することになります。修正後の書類については、各経済産業局及び当機構宛てに郵送してください。

(3) 事業計画の受付期間

2018年7月6日(金)～2018年7月20日(金)

- 各経済産業局及び当機構への書類提出の**受付締切は、2018年7月20日(金) 17:00(必着)**です。**消印有効ではありません**ので御注意ください。また、(4)の情報登録も同日までに終えるようにしてください。
- 締切を過ぎてからの提出は、受付できません。締切後に到達した場合は、入札参加希望者の負担(着払い)で返却させていただきますので、あらかじめ御了承ください。各経済産業局又は当機構いずれか一方への到達が締切前であっても、他方への到達が締切後となった場合や未提出の場合は、その事業計画は受理しないこととし、同様の対応とします。

なお、事業計画の提出後、各経済産業局から申請書等の補正指示があった場合は、各経済産業局が指定する期日までに修正を完了してください。修正が完了しなかった場合は、修正前の書類により入札参加の可否の審査が行われますので、あらかじめ御了承ください。

(4) 事業計画の提出報告・入札IDの取得

各経済産業局及び当機構宛てに事業計画を提出後、直ちに当機構のHPから入札参加申請のための事業者情報として事業計画の発送日(投函日)・送付した経済産業局名・設備情報等を登録してください。登録する内容は、認定申請書どおり正確に入力してください。登録された情報を基に、経済産業局及び当機構に対する事業計画の到達確認を行います。

事業計画の到達が確認された日又はその翌日に事業計画を受け付けた旨をEメールにて通知します。この際、発電設備ごとに入札IDが付与されます。以後、入札の諸手続は入札IDによって管理されますので、入札IDは大切に保管するようにしてください。

なお、申請書等の補正指示があった場合、再登録・内容修正を行う必要はありません。

(5) 注意事項

- 入札参加資格の審査のための事業計画の提出、及び同時に各経済産業局宛てに行う認定申請においては、この時点までに、各電力会社との間で接続契約を締結しておく必要はありません。したがって、以下については、事業計画の提出時点において記載又は添付がなくても問題ありません。
 - ① 系統接続に係る事項の記載
 - ② 接続の同意を証する書類の添付
- 事業計画について、記名捺印のないものは受け付けませんので御注意ください。
- 入札参加者が入札を辞退した場合、その連絡をもって事業計画を取り下げる意思

があるとみなし、各経済産業局宛てに提出された事業計画は全て入札参加者へ返送します。

2 入札参加資格に関する基準

入札参加資格の有無は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）第5条及び第5条の2並びに法第9条第3項第4号に規定する認定基準（施行規則第5条の2第1号に掲げる電気事業者との接続の同意に係るものを除く。）及び下記の基準（バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備にあつては、1及び2に掲げるものを除く。）に基づいて判断されます。

	認定基準以外に満たすべき基準
1	発電設備の設置を予定する場所が属する自治体(都道府県及び市区町村)に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づく必要な手続について自治体に確認及び相談を行っていること
2	自治体からの助言又は指導があった場合には、それらを踏まえ適切に対応していること
3	期限までに、指定入札機関に対し手数料を納付していること

3 手数料

入札参加希望者は、事業計画の提出日（当機構への到達日）の翌日から起算して1週間以内に、入札参加のための手数料として、1つの事業計画当たり127,000円を当機構へ振り込んでください（※）。手数料が振り込まれたことが確認された後に事業計画の審査を開始します。なお、入札参加希望者が、事業計画を提出後した後に辞退する場合は、辞退を申し出る前に振り込まれた手数料は返金しませんので、御注意ください。

※振込期限が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、翌営業日までに振込をお願いします。

<振込方法>

原則、当機構に事業計画が到達した日（＝事業計画の提出日）又は翌日に、当機構から提出者宛てに手数料請求書をEメールにて送付し、振り込んでいただく口座を指定します。どの案件に対しての手数料かを区別するため、振込に当たっては、依頼人名の前に入札IDの番号を入力してください。複数設備について手数料を振り込む場合は、設備ごとに振込を行ってください。その他、Eメールの指示に従って、振込をお願いします。

なお、振込手数料は入札参加希望者の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。

4 入札参加資格の審査結果の通知

(1) 審査結果の通知時期

入札参加資格の審査結果の通知は、原則、事業計画の提出日（当該事業計画が当機構に到達した日）の翌日から起算して4か月以内に、当該事業計画の提出者に対し、入札への参加の可否をEメールで通知します。

(2) 入札への参加が認められなかった場合の説明請求について

- 入札に参加できない旨の通知を受けた者は、入札に参加できない理由について説明を求めることができます。請求する場合は、【別添6】に必要項目を記入し、PDF化した上で当機構までEメール（nyusatsu@teitanso.or.jp）にて申し出てください。なお、請求期限は、通知を行った日から起算して5日以内（最終日付のEメールまで有効）です。
- 当機構は、上記の説明を求められたときは、原則として、入札への参加が認められない理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し回答します。回答書はEメールで送付します。
- 説明を求めた者について入札への参加が認められた場合においては、当該入札に参加することができない旨の通知を取り消し、入札に参加することができる旨を通知します。

(3) 入札参加資格の取消し

当機構は、入札に参加することができる旨を通知した者について、当該通知を行った日から入札の結果が公表されるまでの間に、当該者が入札参加資格に関する基準に適合しなくなった場合、当該者に対する当該通知を取り消し、入札に参加することができない旨を通知します。

入札参加資格の取消しがあった場合、以下のように取り扱われることになりますので御注意ください。

- 入札参加資格の取消しが入札前であった場合、入札に参加できません。
- 入札参加資格の取消しが入札後であった場合、その入札は無効となります。
- 入札参加資格の取消しが第1次保証金の提出後であった場合、当該保証金は全額没収されます。

なお、取消しがあった場合についても、その理由について説明請求が可能です。手順については(2)と同様ですが、この場合は、【別添7】を使用してください。

第7章 入札の実施

1 第1次保証金

(1) 第1次保証金の受付期間

2018年11月15日（木）～2018年12月6日（木）

入札参加資格が認められた者は、入札を実施する場合、その入札の前日（※）までに、第1次保証金を当機構宛てに振り込んでください。前日までに振り込まれたことが確認できない場合、入札を実施することができませんので御注意ください。

※入札の前日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の平日までに振込をお願いします。

(2) 第1次保証金の金額

第1次保証金の単価は、500円/kWです。

保証金の額は、下記の算定式によって得られる額となります。

第1次保証金＝発電設備の出力×バイオマス比率×第1次保証金単価

(3) 振込方法

入札参加資格の審査結果の通知と併せて、当機構から入札参加希望者宛てに「入札実施のご案内」（第1次保証金提供依頼を含む。）をEメールにて送付し、振り込んでいただく口座を指定します。どの案件に対しての第1次保証金かを区別するため、振込に当たっては、依頼人名の前に入札IDの番号を入力してください。複数設備について第1次保証金を振り込む場合は、設備ごとに振込を行ってください。その他、Eメールの指示に従って、振込をお願いします。

なお、振込手数料は入札参加者の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。

2 入札の実施方法

- ① 当機構から送付する「入札実施の御案内」にて、入札システムにログインするためのログインIDを発行します。当該IDを用いて入札システムにログインしてください。入札システムのURLについては、「入札実施の御案内」にて通知します。
- ② 入札IDごとに、入札したい供給価格（円/kWh）と発電出力（バイオマス比率考慮後出力）（kW）の値を入力してください。供給価格については、日本円単位で、小数点以下第2位まで入力してください。消費税相当額は、供給価格に含めないでください。公租公課における事業税相当額については、所得課税及び収入課税となる場合でも供給価格に含めないでください。発電出力（バイオマス比率考慮後出力）は、小数点以下第1位（小数点以下第2位切捨て）まで入力してください。

- ③ 供給価格及び発電出力の他、保証金を返還する口座情報やくじ番号（「5 落札者決定の方法」②を参照）など、入札実施に必要な事項について入力してください。
- ④ 入札システム上で入札した後、その内容についての修正はできません。入札実施の際は内容をよくご確認の上、入札するようにしてください。

3 入札期間

2018年11月22日（木）～2018年12月7日（金）

上記の期間内に、入札システムにより入札してください。

4 入札の実施に関する注意事項

- ① 入札した発電設備の出力（バイオマス比率考慮後出力）が、当該入札に係る入札参加資格の審査のための事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効となります。
- ② 第1次保証金の全額を入札の前日までに当機構に振り込まれたことを確認できない場合は、当該入札は無効となります。
- ③ 入札に参加することができる旨の通知をした者でない者（入札参加資格を取り消された者を含む。）による入札、入札参加資格の審査のための事業計画に虚偽の記載をした者による入札その他の不正な入札は無効となります。この場合、第1次保証金は全額没収となりますので、御注意ください。

5 落札者決定の方法

- ① 当機構は、「第4章 募集内容」で示した供給価格上限額を超えない供給価格の入札参加者のうち、低価の入札参加者から順次募集容量に達するまでの入札参加者をもって落札者として決定します。
- ② 当機構は、入札において、同価の入札をした入札参加者が2人以上存在する場合には、くじで落札者の順位を決定します。くじ番号欄には必ず任意の3桁の数字を御記入ください。
- ③ 最後の順位の落札者の発電設備のバイオマス比率考慮後出力と他の落札者の発電設備のバイオマス比率考慮後出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかったものとし

6 落札者決定の通知

当機構は、原則、入札結果の公表日から3日以内（2018年12月21日（金）まで）に、落札者に対して落札した旨をEメールにて通知します。

7 第2次保証金

(1) 第2次保証金の受付期間

2018年12月18日(火)～2019年1月8日(火)

落札者は、上記の期間に、第2次保証金を当機構に振り込んでください。

(2) 第2次保証金の金額

第2次保証金の単価は、5,000円/kWです。

保証金の額は下記の算定式によって得られる額となります。

第2次保証金＝発電設備の出力×バイオマス比率×第2次保証金単価

なお、第1次保証金が第2次保証金の一部に充当されるため、第2次保証金の振込に当たっては、**第2次保証金と第1次保証金の差額を振り込んでください。**

(3) 振込方法

落札者決定通知書と併せて、当機構から落札者宛に第2次保証金提供依頼をEメールにて送付し、振り込んでいただく口座を指定します。どの案件に対しての第2次保証金を区別するため、振込に当たっては、依頼人名の前に入札IDの番号を入力してください。複数設備について第2次保証金を振り込む場合は、設備ごとに振込を行ってください。その他、Eメールの指示に従って、振込をお願いします。

なお、振込手数料は落札者の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。

8 落札に関する注意事項

第2次保証金の提供期限までに第2次保証金の全額が当機構宛てに振り込まれていることを確認できない場合には、落札は無効となります。また、落札者決定が取り消され、第1次保証金の全額が没収されますので、御注意ください。

第8章 落札案件の認定

1 落札者における認定申請の期限

2018年度の入札においては、入札参加資格の審査のための事業計画の提出の際、認定申請も同時に行っていただくため、落札後、改めて認定申請を行う必要はありません。

なお、入札参加前に各経済産業局に提出した事業計画（すなわち認定申請書）の変更は、「2 落札者の認定の取得期限」に掲げる①、②以外については、認定取得後まで認められないため、当該事業計画を変更したい場合は認定を受けた後に変更手続を行うようにしてください。

2 落札者の認定の取得期限

落札者は、2019年3月29日（金）までに、当該落札に係る認定を受ける必要があります。

認定申請の際に、①系統接続に係る事項の記載、②接続の同意を証する書類の添付を行わなかった場合（「第6章 事業計画の提出」1（5）を参照）には、認定申請の補正を行う必要があります。当該補正を行う場合は、2019年3月1日（金）（必着）までに、以下の手順に従って各経済産業局に必要書類を送付してください。なお、この補正期限を過ぎて補正後の申請書等が到着した場合、期限内に認定が得られない可能性がありますので、十分御注意ください。

補正が不要な場合は、落札後、各経済産業局から認定通知書が送付されます。

<認定申請の補正の方法>

上記①、②について記載又は添付がない場合には、入札結果の公表日以降に書類不備として、事業計画の修正をEメールで指示されます。そのEメールでの指示に従って、認定申請の補正を行ってください。

なお、最後の落札者となり、認定申請時の発電出力（バイオマス比率考慮後）と落札できた発電出力（バイオマス比率考慮後）が異なる場合は事業計画を大幅に修正する必要があります。その場合の修正方法についても、入札結果の公表日以降にEメールで指示がありますので、その指示に従うようにしてください。

修正後の書類については、各経済産業局及び当機構宛てに郵送してください。

＜認定取得期限までに認定取得ができなかった場合＞

認定取得期限（２０１９年３月２９日（金））までに認定が取得できなかった場合は、**落札者決定が取り消されます。**ただし、第２次保証金については、落札に係る事業計画と同じ事業計画について２０１９年度の初回入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、**１回に限り、第２次保証金を繰越し、２０１９年度の入札の第１次保証金及び第２次保証金に充当することができます。**なお、この条件を満たさない場合は、当該第２次保証金は全額没収されます。手続等の詳細は、「第９章 保証金の返還及び没収」２（５）を御覧ください。

３ 落札に係る認定の失効

認定取得後、落札に係る認定事業者が「第１０章 落札者決定の取消し」に掲げる事由に該当し、落札者決定が取り消された場合は、当該落札に係る認定は失効しますので御注意ください。

４ 落札案件の運転開始期限

落札案件についても運転開始期限が設定されます。**認定を取得した日から４年以内に運転開始できない場合には、４年を超過した期間分だけ月単位で調達期間が短縮される**こととなります。

第9章 保証金の返還及び没収

1 保証金の返還

(1) 第1次保証金

当機構は、入札参加者のうち、落札者として決定した者及び「2 保証金の没収」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、入札の結果を公表した翌日から起算して2週間以内に、当該者が提供した第1次保証金の額を返還します。入札実施に際し、入札システムに登録していただいた口座に返還しますので、十分御注意ください。また、辞退を申し出る前に保証金を提供していた場合、保証金が没収されることになりますので御注意ください。

なお、落札者が提供した第1次保証金は、当該落札者に返還せず、当該落札者が当機構に提供すべき第2次保証金に充当します。

(2) 第2次保証金

当機構は、落札者が当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日から起算して3か月以内に、第2次保証金の額を当該落札者に返還します。

なお、認定取得後に事業主体を変更し落札者以外の者が当該落札案件の認定事業者になっている場合には、当該認定事業者が第2次保証金を返還しますので御注意ください。また、事業主体を変更する場合は、入札ID及び入札システムのログインIDを変更後の認定事業者引き継ぐようにしてください。また、変更後の認定事業者は、入札システムのログインパスワードを必ず変更するようにしてください。

落札者（事業主体の変更があった場合は、当該変更後の認定事業者）は、供給開始後、入札システムにおいて第2次保証金を返還すべき口座が登録されていることを確認してください。確認完了後、【別添8】及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）を当機構宛てに提出し、供給開始した旨を申し出てください。

2 保証金の没収

(1) 第1次保証金の没収事由

当機構は、以下の事由が生じた場合には、第1次保証金の全額を没収し、国庫に納付します。

	第1次保証金の没収事由	没収額
1	入札に参加することができる旨の通知をした者でない者による入札、入札参加資格の審査のための事業計画に虚偽の記載をした者による入札、その他の不正な入札が無効とされたこと	全額
2	入札参加者が入札したときから入札の結果が公表されるまでの間に入札参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第2次保証金の提供期限までに第2次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと(入札における最後の順位の落札者が、入札した発電設備のバイオマス比率考慮後出力のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。)	全額

(2) 第1次保証金の没収通知及び説明請求について

- 当機構は、第1次保証金を没収した場合には、直ちにその旨と没収の理由を入札参加者に通知します。
- 第1次保証金を没収された者は、当該理由について説明を求めることができます。請求する場合は、【別添9】に必要項目を記入し、PDF化した上で当機構までEメール(nyusatsu@teitanso.or.jp)にて申し出てください。なお、請求期限は、没収の通知を行った日から起算して5日以内(最終日付のEメールまで有効)です。
- 当機構は、上記の説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し回答します。回答書はEメールで送付します。
- 説明を求めた者が、「保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、通知を取消し、その旨を併せて回答します。「保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当することに変わりない場合には、以後、第1次保証金に関する説明請求や返還請求には応じませんので御注意ください。

(3) 第2次保証金の没収事由

当機構は、以下の事由が生じた場合には、第2次保証金を以下のとおり没収し、国庫に納付します。

	第2次保証金の没収事由	没収額
1	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備のバイオマス比率考慮後出力を20%以上減少させたこと	全額
3	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと	全額
4	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと	全額
5	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと(当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画について翌年度の初回の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札する場合を除く。)	全額
6	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備のバイオマス比率考慮後出力を減少させたこと(当該減少が当該発電設備のバイオマス比率考慮後出力の20%未満である場合に限る。)	出力減少 分相当額 (※)

※ 第2次保証金の額 × 減少させた出力(バイオマス比率考慮後)の値 ÷ 落札した出力(バイオマス比率考慮後)の値

(4) 第2次保証金の没収通知及び説明請求について

- 当機構は、第2次保証金を没収した場合には、直ちにその旨と没収の理由を落札者(事業主体の変更が行われていた場合には変更後の認定事業者)に通知します。
- 第2次保証金を没収された者は、当該理由について説明を求めることができます。請求する場合は、【別添10】に必要項目を記入し、PDF化した上で当機構までEメール(nyusatsu@teitanso.or.jp)にて申し出てください。なお、請求期限は、没収の通知を行った日から起算して5日以内(最終日付のメールまで有効)です。当機構は、上記の説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し回答します。回答書はEメールで送付します。
- 説明を求めた者が、「保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、通知を取消し、その旨を併せて回答します。「保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当することに変わりない場合には、以後、第2次保証金に関する説明請求や返還請求には応じませんので御留意ください。

(5) 認定取得期限までに認定を取得できない場合の第2次保証金の繰越し・充当

認定取得期限（2019年3月29日（金））までに認定が取得できなかった場合は、落札者決定が取り消されます。ただし、第2次保証金については、当該落札に係る事業計画と同じ事業計画について2019年度の初回入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り、第2次保証金を繰越し、2019年度の初回入札の第1次保証金及び第2次保証金に充当することができます。

第2次保証金の繰越し・充当を希望する場合は、【別添12】に必要事項を記載の上、2019年4月10日（水）（必着）までに当機構へ郵送にて申請してください。

※注意事項

- 当初の落札に係る事業計画から発電出力や発電設備の設置場所（予定地）等を変更する場合、第2次保証金を繰越すことはできません。
- 2019年度の初回入札においても再度事業計画の審査を行うため、2019年度の初回入札への参加に当たっては、改めて申請書類に当該落札に係る事業計画と同じ内容を記載し、経済産業局及び当機構へ提出する必要があります。

(6) 不可抗力事由による第2次保証金の没収免除

落札者は、上記（3）で定める第2次保証金の没収事由に該当する場合であっても、不可抗力事由があったときは、第2次保証金の没収の免除を受けることができます。

① 第2次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由の範囲

第2次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由は、下記に限定されます。

- ◆ 公共事業等による落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所又は設置予定地の収用
- ◆ 激甚災害の指定を受けた災害による直接の被害
- ◆ 戦争等の武力行使による直接の損害

② 不可抗力事由の適用による第2次保証金没収の免除を受けるための要件

落札者が不可抗力事由を適用し、第2次保証金没収の免除を受けるには、上記①で定める不可抗力事由に該当した上で、下記の要件に合致する必要があります。また、当機構又は経済産業大臣が行う現地調査による確認を受ける必要があります。

不可抗力事由の適用による第2次保証金没収の免除を受けるための要件	
1	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所の収用が、当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業につき、第2次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること
2	激甚災害又は戦争等の武力行使により、落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該発電設備若しくはその設置場所に、当該再生可能エネルギー発電事業について第2次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること

③ 不可抗力事由の適用による第2次保証金没収の免除の可否

不可抗力事由の適用による第2次保証金没収の免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとします。

不可抗力事由 第2次保証金没収事由	公共事業等による 発電設備設置場所又は 設置予定地の収用	激甚災害による直接の被災／武力行使による直接の被害		
		発電事業を行う事 業者の本社	発電設備を運営 する支社・事業所	発電設備又は 発電設備設置予定地
落札に係る発電事業の中止	●	●	●	●
発電設備の出力/バイオマス比率考慮後出力の20%以上の減少	●	—	—	●
発電設備の出力の増加	—	—	—	—
発電設備の設置場所の変更	—	—	—	—
認定取得期限までに認定を取得せず、当該事業計画について翌年度の初回の入札において当初落札価格以下の価格で入札しない	● (認定取得期限～翌年度初回入札の札入れまでの間に事由が生じた場合に限る。)	● (認定取得期限～翌年度初回入札の札入れまでの間に事由が生じた場合に限る。)	● (認定取得期限～翌年度初回入札の札入れまでの間に事由が生じた場合に限る。)	● (認定取得期限～翌年度初回入札の札入れまでの間に事由が生じた場合に限る。)
発電設備の出力/バイオマス比率考慮後出力の20%未満の減少	●	—	—	●

④ 不可抗力事由による第２次保証金没収の免除を受けようとする場合

不可抗力事由を適用して第２次保証金没収の免除を受けるには、当該事由が発生し次第速やかに、当機構宛てに下記の書類により郵送にて申請する必要があります。なお、書類の提出後、現地調査を受ける必要がありますが、詳細は別途当機構より御連絡します。

<必要書類>

- 不可抗力事由による第２次保証金没収の免除申請書【別添１３】
- 被災証明書（激甚災害による直接の被害があった場合）

第 10 章 落札者決定の取消し

1 落札者決定の取消し事由

落札者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消します。

	落札者決定の取消し事由
1	落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと
2	落札に係る再生可能エネルギー発電設備のバイオマス比率考慮後出力を 20%以上減少させたこと（バイオマス燃料の供給に係る設備の故障により入札対象区分等に係るバイオマス燃料の投入量を減らさざるを得ず、連続する 2 年間を超えない範囲で当該バイオマス比率考慮後出力が 20%以上減少する場合を除く。）
3	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと
4	落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと
5	落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと
6	落札者が第 2 次保証金の全額を第 2 次保証金の提供期限までに提供しなかったこと
7	落札者が入札に当たり談合等の不正行為を行ったこと
8	落札者が以下のいずれかに該当すること ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
9	落札者が経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けていること

2 落札者決定の取消し通知及び説明請求

- 当機構は、上記1「落札者決定の取消し事由」の規定に基づき落札者決定を取り消した場合は、当該落札に係る認定事業者に対し、直ちにその旨を通知します。
- 落札者決定が取り消された者は、当該理由について説明を求めることができます。請求する場合は、【別添1 1】に必要項目を記入し、PDF化した上で当機構までEメール（nyusatsu@teitanso.or.jp）にて申し出てください。なお、請求期限は、落札者決定の取消しの通知を行った日から起算して5日以内（最終日付のメールまで有効）です。当機構は、上記の説明を求められたときは、原則として、落札者決定を取り消した理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し回答します。回答書はEメールで送付します。
- 説明を求めた者が、「落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、通知を取消し、その旨を併せて回答します。「落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当することには変わりない場合には、以後、落札者決定の取消しについての説明請求には応じませんので御留意ください。

【別添 1】

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木孝夫 殿

住所

商号又は名称

代表者名 印

担当者名

担当者連絡先

入札参加の辞退通知書

下記の設備についての入札参加の辞退を通知いたします。

記

申請 I D	
事業計画を送付した経済産業局	

【別添 2】

様式第 1（第 4 条の 2 関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（10kW未満の太陽光発電を除く）

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

（ふりがな）
申請者 住 所 （〒 - ）
（注 1）

（ふりがな）
氏 名

実印

（法人番号： ）（注 2）

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号 （ ） -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

再生可能エネルギー発電事業計画 第 1 表による

申請事業計画使用燃料一覧 第 2 表による（バイオマス発電の場合）

担当経済産業局（注 3） _____

第1表
再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要						備 考	
事 業 者 情 報	再生可能エネルギー発電事業者名（注４）		(法人番号：)			☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人	
	代表者 （注４）	役職					☐ 別紙あり
		(ふりがな)					
		氏名					
	役員 （注５）	役職					
		(ふりがな)					
		氏名					
		役職					
		(ふりがな)					
氏名							
役職							
(ふりがな)							
	住所（注４）	(〒 -)					
設 備 情 報	発電設備の区分（注６）						
	既設設備の更新（ 注７）	☐ 有					
		既設設備 I D					
		既設設備の出力 (k W)					
		既設設備名称					
		既設設備の所在地					
		☐ 無					
	R P S 設備からの移行に係る事項（注８）	R P S 設備 I D					
		R P S 廃止日	平成	年	月	日	
		R P S 廃止届出日	平成	年	月	日	
発電出力（kW） （注９）						☐ 環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中 ☐ 条例に基づく環境影響評価の手続を実施中	
設備名称							
設備の所在地（注１０）						☐ 別紙あり	
事業区域の面積（㎡）							
太陽光発電設備の設置形態		☐ 屋根置き （ ☐ 既設の建物等 ☐ 建設中・予定の建物等）					
		☐ 設備設置者が所有する建物等 ☐ 設備設置者以外が所有する建物等 ☐ 設備設置者以外と共有する建物等					

		屋根の種類	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 事務所、工場、店舗 ☐ 学校、公共施設 ☐ その他（ ）	
		☐ 地上設置 ☐ 設備設置者が所有する土地 ☐ 設備設置者以外が所有する土地 ☐ 設備設置者以外と共有する土地		
	太陽電池に係る事項 (注11)	製造事業者名		
		種類		
		変換効率		☐ 除外事項該当性
		型式番号		☐ 別紙あり
		太陽電池の合計出力 (kW)		
	風力発電設備に係る事項 (注12)	製造事業者名		
		型式番号		☐ 別紙あり
		NK認証番号		
	配線方法 (注13)			
	電気事業者への電気供給量の計測方法 (注14)			
事業内容	系統接続に係る事項 (注15)	接続契約締結日	平成 年 月 日	
		接続契約締結先		
		工事費負担金	円 (税抜き)	
	更新に係る事項 (注16)	接続枠の継承 (注17)	☐ 有 ☐ 無	
		電源線の継承	☐ 有 ☐ 無	
	事業実施工程 (注18)	設置工事開始予定日	平成 年 月 日	
		系統連系予定日	平成 年 月 日	
		運転開始予定日	平成 年 月 日	☐ 運転開始済み
		設備廃止予定日	平成 年 月 日	
	保守点検責任者	責任者名： (法人番号：) (法人の場合)		
	保守点検及び維持管理計画 (注19)			☐ 別紙あり
	事業に要する費用 (注20)	保守点検及び維持管理費用	円 (税抜き)	
		撤去及び処分費用	円 (税抜き)	
		撤去及び処分費用の算定方法		
		撤去及び処分の積立開始時期	平成 年 月	
撤去及び処分の積立終了時期		平成 年 月		

	月毎の積立金額	円（税抜き）	
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 （注）下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。			
	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２１）		□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。（注２２）		□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること【２０kW未満の太陽光発電の場合を除く。】。（注２３）		□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。		□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。		□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】		□
		書 類 名	備 考
添 付 書 類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２４）		
	②印鑑証明書（注２４）（注２５）		
	③設備の所在地に係る登記簿謄本（注２４）		
	④土地の取得を証する書類等（注２６）		
	⑤建造物所有者の同意書（屋根置き太陽光発電のみ）（注２７）		
	⑥発電設備の内容を証する書類（注２８）		
	⑦構造図（注２２）（注２３）		
	⑧配線図（注２９）		
	⑨接続の同意を証する書類の写し		
	⑩接続検討申込書類等の写し（注３０）		
	⑪運転開始年月日等の証明書類（注３１）		
	⑫事業実施体制図（注３２）		
	⑬関係法令手続状況報告書（注３３）		

⑭再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書(バイオマス発電のみ)(注34)		
⑮再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書(地熱発電のみ)(注35)		
⑯補助金確定通知書(注36)		
⑰その他1		
⑱その他2		
⑲その他3(注37)		

第2表
申請事業計画使用燃料一覧(バイオマス発電の場合に記載)

燃料情報	燃料区分 (注38)	燃料名 (注39)	バイオマス比率 (注40)	備考(注41)
			%	
			%	
			%	
			%	

バイオマス比率合計(注42)

%

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。
- (注3) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注4) 申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。
- (注5) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員(会社法第591条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。)、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注6) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
S	太陽光発電設備のみ	10kW未満
T	太陽光発電設備(ダブル発電)	10kW未満
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上2,000kW未満
	太陽光発電設備	2,000kW以上
D	風力発電設備(陸上風力)	—
	風力発電設備(陸上風力リブレース)	—
U	風力発電設備(着床式洋上風力)	—
2	風力発電設備(浮体式洋上風力)	—
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備(全設備更新型リブレース)	15,000kW未満
	地熱発電設備(地下設備流用型リブレース)	15,000kW未満

L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来）	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建築資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	－

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

- (注 7) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第9条第3項の認定を受けている発電設備又はR P S設備（法附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の設備）の設備IDを記載すること。上記以外の設備に関しては設備名称を記載すること。
- (注 8) R P S設備からの移行に係る事項を記載すること。また、R P S設備について法第9条第1項の認定申請をする場合は、R P S設備について廃止の届出をした後に申請を行うこと。
- (注 9) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は、様式第2により申請すること。
- (注 10) 全ての所在地を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注 11) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A 1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A 2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、
B：薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。
- (注 12) 出力20kW未満の風力発電設備についてのみ記載し、風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NK認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。
- (注 13) 配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合 Z：全量配線、Y：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
A：1の需要場所に1引込の配線とする。
B：1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。

C：電気事業法施行規則附則第17条に規定する需要場所の特例により、1の需要場所に2引込の配線とする。

- (注14) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
- (注15) 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。
- (注16) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。
- (注17) 接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。
- (注18) 運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注19) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
- (注20) 再生可能エネルギー事業を実施するに当たり必要となる主な費用の見込みについて記載すること。なお、保守点検及び維持管理費用については、調達期間において必要となる費用の見込みについて記載すること。撤去及び処分費用については、その算定方法についても記載すること。
- (注21) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注22) 当該申請に係る発電設備の周囲に柵堀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注23) 標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
- (注24) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注25) 出力50kW未満の太陽光発電設備の場合は添付不要。
- (注26) 登記簿謄本上の所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注27) 建造物所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注28) 発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽光発電設備の場合は添付不要。
- (注29) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。
- (注30) 接続の同意を証する書類の写しを申請時に添付できない場合（50kW未満の太陽光発電設備を除く。）又は風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備である場合に添付すること。接続検討を行なわなかった場合には接続契約申込書の写しを添付すること。
- (注31) 既設設備（RPS設備であった発電設備を含む。）について認定申請する場合は、当該発電設備の売電開始年月日を証する書類を添付すること。
- (注32) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には資本関係等を有する者の名称）を明らかにする書類を添付すること。
- (注33) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の現状状況が分かる書類を添付すること。
- (注34) バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
- (注35) 地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
- (注36) 設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
- (注37) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注38) 燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。
〔燃料区分〕
A：メタン発酵ガス、B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、D：建設資材廃棄物、E：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、F：その他（助燃剤等）G：バイオマス液体燃料
- (注39) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。
- (注40) バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記載すること。
- (注41) 起動時又は停止時のみに使用し、発電時に使用しない助燃剤は、備考欄に「起動時又は停止時のみに使用」と記載すること。使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

(注 4 2) バイオマス比率合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。

備考

・用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。図面、表等やむを得ないものは日本工業規格 A 3 とすること。

年 月 日

申請者 発電事業者名

代表者氏名

印

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項に基づく同法施行規則第5条の2第3号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注1）

発電事業者名	
発電設備の区分（注2）	
発電出力（kW）	
設備名称	
設備の所在地	

2. 設備の設置場所に係る関係法令への該当状況（注3）

	項 目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先（部署名）
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
2	都市計画法に基づく開発許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
3	河川法に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年	

			月予定)	
4	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可、臨港地区内における行為の届出	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
5	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
7	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
8	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域内の行為許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
9	景観法に基づく届出	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
10	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年	

			月予定)	
11	農地法に基づく農地転用許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
12	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地 土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物 指定地の現状変更許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
14	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更 届出	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
15	自然公園法に基づく工作物新築許可等	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
16	自然環境保全法に基づく工作物新築許可 等	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の 保存に関する法律に基づく生息地等 保護区の管理地区の行為許可等	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年	

			月予定)	
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 (環境影響手続における事業名称：)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
20	その他の法律・条例に係る手続（注4） (法令名：)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (平成 年 月予定)	
上記以外の相談先（部署名）（注5）				

3. 自治体に対する事業計画の相談及び説明の結果（入札対象区分等のみ）（注6）

自治体に対する事業計画の相談及び説明の結果について、別紙の通り報告致します。

(注 1) 認定申請に係る発電設備の情報を記載すること。

(注 2) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
S	太陽光発電設備のみ	10kW未満
T	太陽光発電設備 (ダブル発電)	10kW未満
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上2,000kW未満
	太陽光発電設備	2,000kW以上
D	風力発電設備(陸上風力)	—
	風力発電設備(陸上風力リプレース)	—
U	風力発電設備 (着床式洋上風力)	—
2	風力発電設備 (浮体式洋上風力)	—
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備 (全設備更新型リプレース)	15,000kW未満
	地熱発電設備 (地下設備流用型リプレース)	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備 (全設備更新型リプレース)	15,000kW以上
	地熱発電設備 (地下設備流用型リプレース)	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備 (既設導水路活用型リプレース)	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備 (既設導水路活用型リプレース)	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備 (既設導水路活用型リプレース)	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備 (既設導水路活用型リプレース)	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備 (メタン発酵ガス化発電 (バイオマス由来))	—
1	バイオマス発電設備 (間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備 (間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備 (一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備 (一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備 (農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料)	—
Q	バイオマス発電設備 (建築資材廃棄物)	—
R	バイオマス発電設備 (一般廃棄物・その他のバイオマス)	—

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量 (発熱量) の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

(注 3) 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・判断を行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。

(注 4) 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「20 その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。

(注 5) 設備の設置場所に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。

(注 6) 別紙で定める様式に必要事項を記載の上、提出すること。

【別紙 1】

自治体に対する事業計画の相談及び説明の結果（入札対象区分等のみ）（注）

	関係法令等	該当の有無	自治体名等 （担当者名） （電話番号）	訪問年月日	相談及び説明内容	自治体等からの指導・助言の内容	自治体等からの指導・助言を踏まえた 対応結果
記入例	国土利用計画法	有	●●市役所まちづくり課 〇〇様 01-2345-6789	2017/10/27 15:00	当該事業において、国土利用計画法の届出は必要ですか。	当該事業計画地は、都市計画区域外で5,000㎡以上となるため、届出が必要。	売買契約締結後、2週間以内に届出を行う。
1	国土利用計画法						
2	都市計画法						
3	河川法						
4	港湾法						
5	海岸法						
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律						
7	砂防法						
8	地すべり等防止法						
9	景観法						
10	農業振興地域整備に関する法律						
11	農地法						
12	森林法						
13	文化財保護法						
14	土壌汚染対策法						
15	自然公園法						

16	自然環境保全法						
17	絶滅のおそれがある 野生動植物の種の保 存に関する法律						
18	鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律						
19	環境影響評価法						
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							

(注)

- ◆再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たって関係する法令及び条例について、設備所在地の自治体に対して事業計画に関する相談及び説明を行い、「相談及び説明内容」「自治体等からの指導・助言の内容」及び「自治体等からの指導・助言を踏まえた対応結果」について具体的に記載すること。
- ◆複数回にわたって、又は、複数の自治体若しくは複数部署に対して相談及び説明を行った場合には、「関係法令等」、「自治体名等」、「訪問年月日」、「自治体等からの指導・助言の内容」及び「自治体等からの指導・助言を踏まえた対応結果」について、それぞれ全て記載すること。
- ◆記載欄が不足する場合は、適宜行を追加して作成すること。

【別添4】

様式第3（第8条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書
（10kW未満の太陽光発電を除く）

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

（ふりがな）

申請者 住所（〒 - ）
（注1）

（ふりがな）

氏 名

実印

（法人番号： ）（注2）

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号（ ） -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき
認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画（注3）

設備ID（識別番号）	
設備名称	
発電出力（kW）	
設備の所在地	
運転開始の有無（注4）	☐ 運転開始前 ☐ 運転開始後（運転開始日：平成 年 月 日）

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）

- ☐ 認定計画情報
☐ 認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合）

担当経済産業局（注5） _____

認定計画情報（注6）

	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備 考
再生可能エネルギー 発電事業者（注7）		☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 関連会社からの 事業譲渡 ☐ 他の会社からの 事業譲渡 ☐ 上記以外	☐ 地方税法第 七十二条の四 に規定する法 人
発電設備の区分（注 8）		☐ 変更あり ☐ 変更なし			
発電出力（kW）（注 9）		☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 電気事業者都合 ☐ 上記以外	
設備の所在地（注1 0）		☐ 変更あり ☐ 変更なし			☐ 別紙あり
太陽光発電設備の設 置形態 （注11）		☐ 変更あり ☐ 変更なし			
太陽電池に係る事項（注12）	製造事業者名	☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 製造事業者都合 ☐ 上記以外	
	種類	☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 製造事業者都合 ☐ 上記以外	
	変換効率	☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 製造事業者都合 ☐ 上記以外	☐ 除外事項該 当性
		☐ 真性変換効率 ☐ 実効変換効率			
	型式番号	☐ 変更あり ☐ 変更なし			☐ 別紙あり
	太陽電池の合計 出力（kW）	☐ 変更あり ☐ 変更なし			
風力発電設備に係る 事項（注13）	製造事業者名	☐ 変更あり ☐ 変更なし			
	型式番号	☐ 変更あり ☐ 変更なし			☐ 別紙あり
	NK認証番号	☐ 変更あり ☐ 変更なし			
配線方法 （注14）		☐ 変更あり ☐ 変更なし			
電気事業者への電気 供給量の計測方法		☐ 変更あり ☐ 変更なし			
保守点検責任者（注 15）		☐ 変更あり ☐ 変更なし			

保守点検及び維持管理計画（注１６）		☐ 変更あり ☐ 変更なし			☐ 別紙あり
接続契約締結日	平成 年 月 日	☐ 変更あり ☐ 変更なし	平成 年 月 日	☐ 接続契約解約後の再締結 ☐ 再接続検討後の再締結 （注１７）	
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 （注）再生可能エネルギー発電事業者を変更し、下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。					
	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注１８）				☐
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。				☐
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。				☐
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。				☐
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０kW未満の太陽光発電の場合を除く】				☐
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。				☐
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。				☐
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。				☐
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。				☐
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】				☐
添付書類 (注１９)	① 変更内容説明書（注２０）	書類名：			
	② 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２１）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	
	③ 印鑑証明書（注２１）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	
	④ 設備の所在地に係る登記簿謄本（注２１）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	
	⑤ 土地の取得を証する書類等（注２２）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	
	⑥ 建造物所有者の同意書（屋根置き太陽光発電のみ）（注２３）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：	

⑦ 発電設備の内容を証する書類（注24）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑧ 構造図		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑨ 配線図		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑩ 接続の同意を証する書類の写し（注25）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑪ 事業実施体制図		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑫ 再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電のみ）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑬ 補助金を返還したことを証する書類（注26）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑭ 受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注4）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑮ その他1		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑯ その他2		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		
⑰ その他3（注27）		☐ 変更あり ☐ 変更なし	書類名：		

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合で変更がある場合に記載）

変 更 前			変 更 後			備 考 （注31）
燃料区分 （注28）	燃料名 （注29）	バイオマス比率 （注30）	燃料区分 （注28）	燃料名 （注29）	バイオマス比率 （注30）	
		%			%	
		%			%	
		%			%	
		%			%	
		%			%	

バイオマス比率合計(変更前)

%

（注32）

バイオマス比率合計(変更後)

%

（注32）

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。
- (注3) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注4) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注5) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注6) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
- (注7) 再生可能エネルギー発電事業者を変更する場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の再生可能エネルギー発電事業者が申請を行うこと。また、法人番号がある場合はその番号も併記すること。再生可能エネルギー発電事業者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注8) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
S	太陽光発電設備のみ	10kW 未満
T	太陽光発電設備（ダブル発電）	10kW 未満
A	太陽光発電設備	10kW 以上 50kW 未満
	太陽光発電設備	50kW 以上 2,000kW 未満
	太陽光発電設備	2,000kW 以上
D	風力発電設備(陸上風力)	—
	風力発電設備(陸上風力リプレース)	—
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	—
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	—
K	地熱発電設備	15,000kW 未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW 未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW 未満
L	地熱発電設備	15,000kW 以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW 以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW 以上
E	水力発電設備	200kW 未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW 未満
I	水力発電設備	200kW 以上 1,000kW 未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW 以上 1,000kW 未満
J	水力発電設備	1,000kW 以上 5,000kW 未満
	水力発電設備	5,000kW 以上 30,000kW 未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW 以上 5,000kW 未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW 以上 30,000kW 未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来）	—
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW 未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW 以上
3	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW 未満
4	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW 以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	—
Q	バイオマス発電設備（建築資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	—

- (注9) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出

- 力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、10kW未満になる場合は、様式第4により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
- (注10) 地番の追加・削除又は設備の移設により設備の所在地に変更がある場合に全ての所在地を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により設備の設置場所に変更がある場合は、様式5により届け出ること。
- (注11) 太陽光発電設備の設置形態（屋根置き又は地上設置）に変更がある場合に記載すること。
- (注12) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、
B：薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。
- (注13) 出力20kW未満の風力発電設備についてのみ記載し、風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NK認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
- (注14) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合 Z：全量配線、Y：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
A：1の需要場所に1引込の配線とする。
B：1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。
C：電気事業法施行規則附則第17条に規定する需要場所の特例により、1の需要場所に2引込の配線とする。
- (注15) 会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注16) 再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
- (注17) 接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。
- (注18) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注19) 認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。
- (注20) 認定計画情報を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。
- (注21) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注22) 登記簿謄本上の所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注23) 建造物所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注24) 発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽光発電設備の場合は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びNK認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。
- (注25) 発電出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
- (注26) 設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を速やかに提出すること。
- (注27) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注28) 燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について、燃料区分

名を次の記号にて記載すること。

[燃料区分]

A：メタン発酵ガス、B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、D：建設資材廃棄物、E：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、F：その他（助燃剤等）G：バイオマス液体燃料

(注 2 9) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

(注 3 0) バイオマス比率は小数第 3 位（小数第 4 位を四捨五入）まで記載すること。

(注 3 1) 使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

(注 3 2) バイオマス比率合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。

備考

・用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。図面、表等やむを得ないものは日本工業規格 A 3 とすること。

【別添 5】

様式第 1（第 4 条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画提出書
（10kW未満の太陽光発電を除く）

平成 年 月 日

指定入札機関 殿

（ふりがな）

提出者 住 所 （〒 - ）
（注 1）

（ふりがな）

氏 名

実印

（法人番号： ）（注 2）

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号 （ ） -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第 6 条の規定により、法第 7 条第 2 項の規定に基づく入札に参加したいので、次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画 第 1 表による

申請事業計画使用燃料一覧 第 2 表による（バイオマス発電の場合）

担当経済産業局（注 3） —

【別添 6】

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木孝夫 殿

住所

商号又は名称

代表者名

印

担当者名

担当者連絡先

入札参加の審査結果通知書に関する質問書

年 月 日付けで通知のあった入札参加の審査結果通知書について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項

質問事項

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

【別添 7】

年 月 日

一般社團法人低炭素投資促進機構

理事長 柏木孝夫 殿

住所

商号又は名称

代表者名

印

担当者名

担当者連絡先

入札参加資格の取消しに関する質問書

年 月 日付けの入札参加資格の取消し通知書について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項

質問事項	

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

【別添 8】

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木孝夫 殿

住所

商号又は名称

代表者名 印

担当者名

担当者連絡先

落札に係る再生可能エネルギー発電設備の供給開始報告

落札に係る再生可能エネルギー発電設備について、以下のとおり、当該設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始したため、この旨報告いたします。また、供給開始を証明する書類を添付いたします。

1. 入札 I D
2. 供給開始日
3. 設備設置者氏名（法人にあっては名称）

なお、第2次保証金の返還口座については、入札管理システムにおいて、上記「3. 設備設置者氏名」の口座が登録されていること、及びその登録内容に相違ないことを申し添えます。

【別添 9】

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木孝夫 殿

住所

商号又は名称

代表者名 印

担当者名

担当者連絡先

第1次保証金没収の通知に関する質問書

年 月 日付けの第1次保証金没収の通知について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項	

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

【別添 10】

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木孝夫 殿

住所

商号又は名称

代表者名 印

担当者名

担当者連絡先

第2次保証金没収の通知に関する質問書

年 月 日付けの第2次保証金没収の通知について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

【別添 11】

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木孝夫 殿

住所

商号又は名称

代表者名 印

担当者名

担当者連絡先

落札者決定の取消しに関する質問書

年 月 日付けの落札者決定の取消しについて（通知）について、以下のとおり質問いたします。

記

質問事項

質問事項

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても可能な限り記載してください。

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

【別添 12】

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木孝夫 殿

住所
商号又は名称
代表者名 印
担当者名
担当者連絡先

第 2 次保証金の繰越し・充当申請書

年 月 日付けの落札者決定通知書にて落札の通知を受けた下記設備につきまして、入札実施要綱に定める認定取得期限までに認定の取得ができなかったため、2019年度の初回入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件として、納付した第2次保証金を1回に限り繰り越し、2019年度の入札の第1次保証金及び第2次保証金に充当させることを申請します。

入札 I D	
設備設置者	
当初の落札価格	
認定取得期限までに認定取得できなかった理由	

【別添 13】

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木孝夫 殿

住所
商号又は名称
代表者名 印
担当者名
担当者連絡先

不可抗力事由による第2次保証金没収の免除申請書

年 月 日付け落札者決定通知書にて落札の通知を受けた下記設備につきまして、第2次保証金没収の免除に該当する不可効力事由が発生したため、第2次保証金の没収の免除を申請します。

また、没収の免除を受けるために、貴機構又は経済産業大臣が行う現地調査を受けることに同意いたします。

入札 I D	
設備設置者	
該当する第2次保証金没収事由	
不可抗力事由 (入札実施要綱に規定する事由に限る)	
詳細説明 (設備設置場所(予定地)の収用、被災・被害による影響について具体的に記載)	

■申請・届出窓口
個別の事業計画認定に関するお問い合わせ、事業計画認定の窓口は設備の所在地毎に異なります。
管轄地域を参照の上、ご相談ください。

地方経済局名	部 名	課 名	〒	住 所	電話番号	管轄区域
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線2638)	北海道
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4832	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0361	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策室	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5818	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-1-1-1	092-482-5475	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー対策課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館	098-866-1759	沖縄県